

◎よくあるご質問

(申請資格)

Q 個人として申請し、団体としても申請することはできますか？

A 同一人物が、複数申請することはできません。いずれかで申請して下さい。

Q 「①文化芸術普及活動助成」に個人として採択された助成実績がある場合、団体として次年度以降に申請はできますか？

A 採択された個人が団体の代表者である場合は、助成実績があるとみなしますので、申請不可となります。団体の代表者が個人として申請する場合も同様です。

Q 実行委員として、同一人物が異なる活動に関わることは可能ですか？

A 実行委員会形式の場合は、中核となる団体を明記していただきますが、その中核となる団体の代表者が同一である場合、複数に申請することはできません。

Q 福岡市の他の補助金または助成金と併用できますか？

A できません。当助成金以外に福岡市または福岡市文化芸術振興財団から補助金または助成金の交付を受けているものは対象外となります。その他、国等の補助金または助成金の交付を受けている場合は対象となりますが、収支予算書に必ず計上してください。

(ジャンル、内容)

Q ジャンルが複数にまたがっているのですが、どうすればよいですか？

A 要素の強い方で、いずれか1ジャンルを選んで申請してください。
審査は、そのジャンルの審査員が行います。

Q ジャンルがどれにも当てはまらない場合は、どうすればよいですか？

A 「その他」のジャンルを設けています。迷われる場合は、事前にご相談ください。

Q 団体規約がないのですが、個人で出しているのですか？

A 活動そのものが団体によるものとなる場合は、必ず団体として申請してください。
団体規約を有していない場合は団体として認められません。

Q 美術の展示会で作品を売ることが通常ですが、営利目的となりますか？

A 作品を売ることが主目的ではなく、あくまで展示して一般の方に観ていただくことが主目的であれば申請可能です。作品を売る場合は、売上見込額を収入として計上してください。
なお、結果的に売上が見込みより多く、黒字となった場合は助成額が0円となります。

(助成対象経費について)

Q 申請団体の構成員へ支払う出演料、交通費などは助成対象経費となりますか？

A 対象経費となります。

Q 公演に向けた稽古のため、練習場を借りる場合、助成対象経費となりますか？

A 稽古や練習に関する経費は認められません。ただし、ゲネプロ（通し総稽古）は1日分まで対象となります。

(その他)

Q 申請書類の書き方について、事前にチェックしてもらうことは可能ですか？

A 公平性の観点から、事前のチェック等はしておりません。

募集要項に記載している記入例をご確認のうえ、申請書を作成してください。